6　各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

区分	20年度決算	21年度決算
実質公債費比率	26.8	23.8
将来負担比率	238.3	196.0

7　その他財政の早期健全化に必要な事項
・将来負担比率の抑制
・基金の確保（平成23年度末基金残高を標準財政規模の20%以上とする）
・職員数の削減（平成23年度末職員数を25%以上削減（全会計、平成18年度比））

北海道江差町　財政健全化計画の概要

1　早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因
実質公債費比率：28.6%（早期健全化基準は25%）
・要因：文化会館、役場庁舎など大型公共施設整備のために発行した地方債及び水道事業、下水道事業などの社会資本整備のために発行した地方債の償還額の増嵩など

2　計画期間
平成21年度から平成22年度まで２年間

3　財政の早期健全化の基本方針
・当面、毎年度１億円程度の繰上償還の実施による公債費の圧縮
・更なる行財政改革の実施

4　一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策
・減債基金等の取崩し、繰上償還による公債費負担の軽減
・内部管理経費、補助費等の縮減
・投資的経費の抑制　など

5　各年度ごとの４の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

（単位：百万円）

項目	21年度決算	22年度決算
減債基金等の取崩し、公債費負担の軽減	100	79
内部管理経費、補助費等の縮減	4	51
投資的経費の抑制		14
その他（公営企業経営健全化、町税確保など）	1	22
計	105	166

6　各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質公債費比率	28.6	27.7	24.5
将来負担比率	266.9	224.8	207.5

7　その他財政の早期健全化に必要な事項
・幼稚園と保育所の一元化に向けた検討
・文化会館のあり方の検討

北海道由仁町　財政健全化計画の概要

1　早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因
実質公債費比率：26.4%（早期健全化基準は25%）
・要因：生活基盤や産業基盤などの社会資本整備のために発行した地方債の累増及び上水道事業、農業集落排水事業等に係る他会計繰出金の増嵩など

2　計画期間
平成21年度から平成24年度まで４年間

3　財政の早期健全化の基本方針
・「由仁町財政計画」を柱とした新たな行財政改革の推進
・新規発行地方債等の抑制
・地方債の繰上償還の実施

4　一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策
・町税の税率見直し、徴収率の向上などによる歳入の確保
・人件費の縮減
・事務事業の見直し
・各種公共施設に係る運営等の見直し　など

5　各年度ごとの４の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

（単位：百万円）

項目	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	計
税率見直し等歳入確保	81.5	52.5	52.5	52.5	239.0
人件費の縮減	163.8	162.4	167.5	186.0	679.7
事務事業の見直し	27.8	28.9	28.8	32.3	117.8
各種公共施設の見直し	73.2	77.3	107.3	107.3	365.1
計	346.3	321.1	356.1	378.1	1,401.6

6　各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算
実質公債費比率	26.4	27.6	26.5	25.3	24.3
将来負担比率	283.3	259.3	246.8	239.3	214.0

7　その他財政の早期健全化に必要な事項
・公共施設の大規模改修計画の策定
・町立病院事業会計に対する適正な繰出

北海道浜頓別町　財政健全化計画の概要

1　早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因
実質公債費比率：28.2%（早期健全化基準は25%）
・要因：小中学校や公営住宅、役場庁舎などの老朽施設の更新、水道や下水道などの社会資本整備のために発行した地方債償還額の増嵩など